

2015年5月20日 全2頁

レバレッジ比率の告示等の改正（案）

【金融庁告示改正案】連結財務諸表なければ単体レバレッジ比率を開示

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年5月15日、金融庁は、レバレッジ比率に関する告示及び監督指針の改正案（レバレッジ比率告示等改正案）を公表している（コメント提出期限は2015年5月29日）。
- レバレッジ比率告示等改正案は、国際統一基準行のうち、連結財務諸表を作成していない銀行に対して、単体レバレッジ比率の算出・開示を求める旨提案するものである。
- 本稿執筆時点では、わが国の国際統一基準行にあたる銀行は全て連結財務諸表を作成しており、レバレッジ比率告示等改正案の対象となる銀行は存在しない。
- そのため、レバレッジ比率告示等改正案は、仮に今後、国際統一基準行であって連結財務諸表を作成しない銀行が現れた場合に初めて、意味のあるものとなる。
- レバレッジ比率告示等改正案は、2015年6月30日から適用される予定である。

1. 連結財務諸表を作成していない場合は単体レバレッジ比率を開示

2015年5月15日、金融庁は、レバレッジ比率¹に関する「告示」²及び「監督指針」³の改正案（以下、「レバレッジ比率告示等改正案」）を公表している（コメント提出期限は2015年5月29日）⁴。レバレッジ比率告示等改正案は、2015年6月30日から適用される予定である。

現行のレバレッジ比率に関する告示及び監督指針は、国際統一基準行⁵に対し、連結レバレッジ比率の算出・開示を求めている（単体レバレッジ比率の算出・開示は求めている）⁶。

これに対して、レバレッジ比率告示等改正案は、国際統一基準行のうち、連結財務諸表を作成していない銀行に対して、単体レバレッジ比率の算出・開示を求める旨提案するものである。

したがって、レバレッジ比率告示等改正案は、連結財務諸表を作成している国際統一基準行には何ら影響を及ぼすものではない。

なお、ここでいう単体レバレッジ比率の算出方法や開示要件については、実質的に現行の連結レバレッジ比率と同一である。

2. 目下、対象となる銀行は存在しないが…

本稿執筆時点では、わが国の国際統一基準行にあたる銀行は全て連結財務諸表を作成しており、レバレッジ比率告示等改正案の対象となる銀行は存在しない。

そのため、レバレッジ比率告示等改正案は、仮に今後、国際統一基準行であって連結財務諸表を作成しない銀行が現れた場合に初めて、意味のあるものとなる。

以上

¹ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ33倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

² 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」及び「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」をいう。

³ 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の略称

⁴ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150515-3.html>)

⁵ 具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社（金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が1兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社）をいう。

⁶ 現行のレバレッジ比率に関する告示及び監督指針の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「レバレッジ比率の告示」（鈴木利光）[2015年4月28日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009679.html)

◆ 「レバレッジ比率の開示要件」（鈴木利光）[2015年4月28日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009678.html)